

2014 愛知事業 0246 の 1  
平成 27 年 3 月 6 日

## J A F と中部地方整備局が災害応急対策業務に関する協定を締結！

### ～災害時、国道に放置された自動車を移動し道路の早期復旧を目指すために～

J A F（一般社団法人 日本自動車連盟）中部本部（本部長 山口真史）は 3 月 3 日（火）に J A F 中部本部（名古屋市昭和区福江）にて中部地方整備局と協定締結式を行いました。

本協定では、災害時において、災害応急対策業務（災害対策基本法第 7 6 条の 6）に伴う車両移動に関し、相互に協力し道路の早期復旧を目指すことを目的としています。

この協定により、中部地方整備局が管理する国道などで災害があった場合に、放置され、道路をふさいでいる自動車の移動を J A F が協力して行います。J A F は既に、NEXCO 中日本と高速道路での災害に備え同様の協定を結んでいます。今回の協定で、一般道路の整備に関しても情報共有をし連携を強化していきます。

### 《災害時における災害応急対策業務に関する協定の概要》 ※一部抜粋

#### 【目的】

- ・災害時における災害応急対策業務に伴う車両移動に関し、相互に協力して円滑な災害復旧に資すること

#### 【業務内容】

- ・中部地方整備局より要請を行う業務は、災害対策基本法第 7 6 条の 6 に基づく車両移動

#### 【実施区間】

- ・中部地方整備局が管理する、1,929 km（20 路線）を実施区間として対象（災害等の状況により、実施区間以外に出動を要請することができる）

#### 【出動要請】

- ・中部地方整備局が所管する施設に災害が発生又は発生のおそれがある場合において、必要と認める時は、車両移動の実施の協力を要請



このニュースリリースに関するお問い合わせは、  
J A F 愛知支部 大橋（052-872-3867 平日 9:00～17:30）までお願いします。